

## 情報と伝達

- ① 自治体内で事案が発生した際に、首長には情報の伝達が行われていても「組織横断的」な情報共有が弱い。リスク管理のためには発生した事案を「組織横断的」に情報共有することが重要であると加筆できないか。
- ② 「情報の伝達」の記述が既にあり、ここに加筆することは考えられるのではないか。

## 内部統制の限界

- ① 「長による不当な内部統制の無視等、内部統制では対応しえない場合があり得る」の部分について、内部統制の無視であっても内部統制で対応できないわけではない。すなわち、逸脱した行いも何か記録は残るのであり、防げないかもしれないが最終的に対応できない訳ではない。

## ガバナンスと長の役割

- ① 主語が省略されているため、監査委員が議会や住民と連携を図ると読めてしまう。監査委員としての独立性を図る観点もある。この部分は整理が必要。
- ② 第31次地制調の答申は、住民のチェック機能を意識した議論を受けての記述であり、あえて住民に触れる必要はない。長は長の、監査委員は監査委員の役割を果たし、全体のガバナンスの仕組みの一つとして内部統制がある。
- ③ 内部統制が自治体全体に対してどのように行われるべきと、前の部分に書くのもあり得るのではないか。
- ④ ガイドラインは内部統制の話であり、前にもってくるとガイドラインの目的が不明瞭になる。ガバナンスはこの部分にさらっと書けば良いのではないか。
- ⑤ 民間ガイドラインの同記述は、ガバナンスと内部統制は不可分であり、ガバナンスの一部として内部統制があるので、それぞれの役割を考えようという趣旨。内部統制は経営者の役割ばかり注目されるが、取締役会も関わっている。地方公共団体にあてはめれば、首長は議会に対して内部統制評価報告や逐次の報告で連携を図る、あるいは役割分担をするという趣旨を書けばいい。言葉を削ってシンプルして、ここで触れることとして良い。
- ⑥ ガバナンスは全体の仕組みとして確保される、という表現に工夫すれば良いのではないか。

## 第2回研究会における主なご発言 ②

### 過年度の重大な不備の扱い

- ① 表題が内部統制の評価報告書の訂正という形になっているので変える必要。
- ② 前段の「報告」は読む団体によってとらえ方が違うのではないか。プレスリリースとか、議会の質疑に答えるのも1つの報告であるし、訂正報告書もある。いろいろやり方がある。
- ③ 過年度の重大な不備が内部統制評価報告書に掲載されるということは、監査委員の審査の対象となることを脚注に付けておくのが丁寧ではないか。
- ④ 当年度を評価対象とする内部統制評価報告は翌年度に出されるものだが、評価対象年度たる当年度なのか、あるいは報告を行う当年度なのかということが分かりづらい。
- ⑤ 前段の部分は、むしろ危機管理的なもので、すぐ公表して記者会見をやって納めなさいよと。後段の部分は、内部統制に問題があったと将来において検証できるよう確保しておけば足りるのではないか。
- ⑥ 民間の場合は内部統制の訂正報告の期限は5年。全部を評価し直すというわけではなく、訂正報告を出すということは、内部統制は有効だと書いていたものを有効ではないと判断を訂正するもの。金融庁が適時開示システムを24時間運営し、何かあればすぐに企業がアップロードできる。地方団体とは分けて考えていいかなと思っている。
- ⑦ 原案は、適時には、訂正報告書を提出するのではなく一時的な処理は現場にお任せするもの。その上で、翌年度に議会に提出する内部統制評価報告書には、重大な不備の内容と理由、是正の措置、どこまで改善されたか掲載され、監査委員も審査することで、適正な報告は担保されるのではないか。
- ⑧ 10年前の内部統制評価報告書を一からやり直して再提出を行うのではなく、今の内部統制評価報告書で取り上げるという話と理解している。